

導入にあたっての制度の整理（道路法関係資料）

（仮称）鎌倉ロードプライシングの実現に必要な、一般道上における料金徴収及び料金収受装置設置の可否について、道路法の観点から検討した。

1 道路無料公開の原則に関する主な条文

第 1 条 目的

第 3 条 道路の種類

第 1 6 条 市町村道の管理

第 1 7 条 管理の特例

第 2 4 条の 2 自動車駐車場又は自転車駐車料金及び割増金

第 2 5 条 有料の橋又は渡船施設

条文から読み取れること

道路法の条文に特別な記載は無い。ただし、道路法解説によると、道路法の道路については、いわゆる道路無料公開の原則のもとに、法律上特別の規定がなければその利用について料金を徴収することができないものと解されている。

⇒ 解説 1（2 ページへ）

2 利用料金徴収に関する主な条文

第 2 条 用語の定義（施行令 3 4 条の 3）

第 2 4 条 道路管理者以外の者の行う工事

第 2 5 条 有料の橋又は渡船施設

第 3 2 条 道路の占用の許可

第 3 9 条 占用料の徴収

第 6 4 条 収入の帰属

条文から読み取れること

料金徴収用のシステムを

“道路付属物（第 2 条、施行令 3 4 条の 3）”と解釈するか、

“占用物件（第 3 2 条）”と解釈するか、システムの設置者の検討と合わせて、整理が必要。

⇒ 解説 2（4 ページへ）

参考文献 道路法令総覧（平成 2 7 年）（株）ぎょうせい

道路法解説 [改訂 4 版]（2 0 0 7 年）（道路法令研究会）

解説 1 道路無料公開の原則に関する主な条文

第 1 条 この法律の目的

この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、(中略) もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

第 3 条 道路の種類

道路の種類は、左に掲げるものとする。

- 一 高速自動車国道
- 二 一般国道
- 三 都道府県道
- 四 市町村道

(以下解説より)

「有料道路」は、道路法上の道路のうち道路整備特別措置法により料金を徴収するものをいい、道路法における道路の種類とは別個の概念である。(道路法解説 P. 41 より)

第 16 条 市町村道の管理

市町村道の管理はその路線の存する市町村が行う。

(以下解説より)

管理の特例として次のような場合がある。

4 特別措置法の規定に基づき、高速道路株式会社又は地方道路公社が有料の市町村道を新設又は改築して、当該道路について維持、修繕、災害復旧その他の管理の一部を行う場合。(道路法解説 P. 94 より)

第 15 条においても、都道府県が管理する道路に関して、同上の管理の特例がある記載有り (道路法解説 P. 91 より)

第24条の2 自動車駐車場又は自転車駐車料金及び割増金

道路管理者は、道路管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、道路の付属物である自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車又は自転車を駐車させる者から、駐車料金を徴収することができる。

(以下解説より)

従来より、道路法の道路については、いわゆる道路無料公開の原則のもとに、法律上特別の規定がなければその利用について料金を徴収することができないものと解されており、法二十四条の二は、その例外となるものである。(道路法解説P. 143より)

第25条 有料の橋又は渡船施設

都道府県又は市町村である道路管理者は、都道府県道又は市町村道について、橋又は渡船施設の新設又は改築に要する費用の全部又は一部を償還するために、一定の期間を限り、当該橋の通行者又は、当該渡船施設の利用者から、その通行者又は利用者が受ける利益を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、料金を徴収することができる。

(以下解説より)

道路は無料で一般交通の用に供されるのが原則とされる。これが「道路の無料公開原則」であり、現在の諸外国においても共通する思想であるとともに、(中略)、「道路の無料公開原則」は普遍的な原則であり、本条の反対解釈により実法的にもこれを根拠づけることができる。(道路法解説P. 149より)

解説 2 利用料金徴収に関する主な条文

第 2 条 用語の定義

八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

[施行令] 第三十四条の三（道路の付属物）

七 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設
（道路法解説 P. 38 より）

第 24 条 道路管理者以外の者の行う工事

道路管理者以外の者は、（中略）道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。

第 32 条 道路の占用の許可

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
（道路法解説 P. 210 より）

第 39 条 占用料の徴収

道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。

占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

（道路法解説 P. 273 より）

第 48 条の 2 自動車専用道路の指定（供用の開始が無い区間との記載有り）

第 48 条の 5 連結許可等

第 48 条の 7 連結料の徴収

第64条 収入の帰属

第24条の2第1項の規定に基づく駐車料金及び同条第3項の規定に基づく割増金、第25条の規定に基づく料金並びに第44条の2第7項、第58条から第61条まで及び第62条後段の規定に基づく負担金は、道路管理者の収入とし、第39条の規定に基づく占用料は政令で定める区分に従い、(中略)収入とする。

(以下解説より)

一 法第24条第1項の駐車料金及び同条第3項の割増金は道路管理者の収入となる。従って、指定区間内の国道に設けられる自動車駐車場に係る駐車場料金及び割増金は道路特別会計の収入となる。これは、道路特定財源等を充てて整備されるものであり、その費用は、道路整備特別会計において支出されるものであることによる。

二 法25条の規定に基づいて、都道府県又は市町村である道路管理者が建設大臣の許可を受けて橋の通行者又は渡船施設の利用者から徴収する料金は、その都道府県又は市町村の収入となる。この場合の料金は、橋や渡船施設の建設費を償還するために徴収するものであるから、これを当該道路管理者の収入とするのは当然である。

(道路法解説P. 479より)

改訂4版

道路法解説

道路法令研究会■編著

大成出版社

さまざまな観点から表現している。

(一) 道路整備費の財源等の特例に関する法律は、「道路の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため、道路整備費の財源等に関する特例を定め、もつて国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的」としている。同法は、道路整備のための計画がその他の社会資本整備計画と一本化されたことに伴い改正され(その法令名も道路整備緊急措置法から改められた)、道路整備五箇年計画に関する規定を廃止し、道路整備費への揮発油税等の充当、国の負担割合の特例等の措置を定めている。

(二) 昭和五十五年に制定された幹線道路の沿道の整備に関する法律は、「道路交通騒音により生ずる障害を防止し、あわせて適正かつ合理的な土地利用を図り、もつて円滑な道路交通の確保と良好な市街地の形成に資することを目的」とするとともに、良好な生活環境の確保を図るための道路管理者の責務、道路管理者の行うべき措置等について規定している。これらの規定は、道路管理の基本法である道路法の目的にこのような内容が一般的な意味で内包されていることを前提としたものと考えられる。

五 道路は、基本的な公共施設であるので、さまざまな社会活動とかかわりをもち、このため、諸法令において、道路法との関連規定を有するものが多い。例えば、道路交通法においては、公物管理と公物警察とが密接にかかわるものであるため、道路使用の許可に關し道路占用の許可との調整規定(第七十九条等)、交通の規制に当たつての道路管理者との調整規定(第一百十条の二)等が設けられている。

〔法律〕

(用語の定義)

第二条 この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一 道路上のさく又は駒止

二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路情報管理施設(道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。)

五 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

六 自動車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

七 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律

第八十一号) 第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

八 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号) 第二条第二項に規定する自動車をいう。

4 この法律において「駐車」とは、道路交通法(昭和三十五年法律第五号) 第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。

5 この法律において「車両」とは、道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。

一項…一部改正(昭三三法七九号)、三項…追加(昭三四法六六号)、二項…一部改正(昭三八法八号)、一・二項…一部改正・三項…追加・旧三項…四項に繰下(昭四六法四六号)、二項…一部改正・三項…前除・四・五項…追加・旧四項…三項に繰上(昭三三法六〇号)、二項…一部改正(昭七五法三九号)

〔施行令〕

(道路の附属物)

第三十四条の三 法第二条第二項第八号に規定する政令で定める道路の附属物は、次に掲げるものとする。

- 一 道路の防雪又は防砂のための施設
- 二 ベンチ又はその上屋で道路管理者が設けるもの
- 三 車両の運転者の視線を誘導するための施設
- 四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

- 五 地点標
 - 六 自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して道路管理者が設けるもの
 - 七 道路の交通又は利用に係る料金の徴収施設
- 本条：追加（昭三四政令三七〇号）、一部改正（昭三八政令三四三号、四一政令一〇二号、四六政令二五二号、四九政令一五二号、平五政令三七五号、平一七政一二五号）

本条は、用語の定義として、道路及び道路の附属物、自動車、駐車並びに車両について規定したものであるが、このうち、道路及び道路の附属物の定義は、本法の規制の対象となる公物としての道路の範囲を規定したものである。

一 道路は、一般交通の用に供する道で法第三条各号に掲げるもの（すなわち、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道）をいうものとしている。ここで、法第三条各号に掲げるものは本法の規定により、一定の要件の下に国又は地方公共団体により指定又は認定されたものである。道路は国又は地方公共団体によって指定又は認定された道ということになる。

また、この道は「一般交通の用に供する」ものでなければならぬ。一般交通の用に供するとは、不特定の一般大衆の用に供するという意味であって、自動車専用道路のように特定の交通手段のみの用に供される道や、有料道路のように料金を支払う者のみに公開される道であってもよく、要するに、公衆に差別なく公開されていなければならない。

二 次に、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物も、本法にいう道路に含まれる旨を規定している。道路は一般には土地の設備として観念されてきたため、これらはこの観念には含まれないが、元来これらが道路と一体となつて初めて道路の効用が全うされるものである。これらを含んで道路とし、道路の管理に当たつて同じく取り扱うこととしたものである（なお、これらは、旧道路法においては、附属物とされていた。）。「道路と一体となつてその効用を全うする」とは、その例示からみて、狭

義の道路と道路とをつないで一本の交通系統としての機能を發揮させるものと解することができる。

なお、「渡船施設」とは、船及び接岸施設の総称のことをいい、船（フェリー）そのものについて道路区域を決定し、県や道路公団が有料道路事業を実施していた例が過去にある（一般国道二十八号等）。

また、軌道である都市モノレール等については、これが道路交通の補助的交通機関であり、また、道路に敷設されてはじめてその機能を十二分に發揮できるものであるとともに、その構造上の特性は、一般には高架の構造によるものであり、あたかも路面電車の軌道敷を道路交通の混雑緩和のため路面より引き離し、路上に持ち上げたものと観念し得ること、また、建設、管理の面からみると都市モノレール等の交通空間とは連続した空間を構成しており、双方の通行の安全性と構造上の安全性を確保するためには、両方の交通空間を一体的に建設、管理する必要があること等の理由から、都市モノレール等の走行路を構成する支柱、桁、上部工等の下部構造（いわゆるインフラ・ストラクチャー）については、軌道である都市モノレール等の用に供する道路の一部として、路線バス専用通行帯と同様に道路の一部であると観念されている。

三 更に、道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものも道路に含むものとされている。第二項はこの道路の附属物を定義し、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物であつて本項各号に列挙されているものとしている。限定列挙主義がとられているので、本項各号に列挙されているもの以外は道路の附属物となり得ない。しかし、道路管理に対する時代の要請に因應するために、例えば、ガイドレールは「さく」に含まれると解する等、法律の合目的解釈がなされ、また、本項の改正がしばしばなされる（昭和三十四年に第六号が、三十八年に第七号が、四十六年に第四号が追加され、平成三年に第六号が、平成七年に第七号が改正されている。）とともに、第八号で附属物の範囲を定めることを政令に委ねている。施行令第三十四条の三がそれであり、同条は、昭和三十四年、三十八年、四十一年、四十六年、四十九年、平成五年、平成十七年に改正がなされている。これらの附属物のうち、道路上の並木又は街灯、道路上又は道路に接する自動車駐車場、共同溝整備道路に設ける共同溝、ベンチ又はその上屋及び道路上又は道路に接する自転車駐車場については、道路管理者の設けるものに限定している。これは、これらが必ずしも道路管理の必要から設けられるものと限らな

いことから、道路管理のために設けられる施設の範囲を明確にするため、設置主体による限定を行ったものである。

なお、道路の附属物たる自動車駐車場は、道路の無料公開の原則により、道路整備特別措置法に基づくものを除き原則的には無料であるべきものと解されるが、道路の附属物たる自動車駐車場については、平成三年五月の「道路法及び駐車場法の一部を改正する法律」により、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、駐車料金を徴することができることとなった。

四 第三項は、この法律における自動車という用語を定義し、これを道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車としている。これは、本法第三章第五節自動車専用道路の通行禁止の範囲等を画定するために規定されたものである。これは、本法第三章第五節自動車専用道路の通行禁止の範囲と軌を一にしている。

五 第四項は、この法律における駐車という用語を定義し、これを道路交通法第二十一条第十八号に規定する駐車としている。本項は、有料の自動車駐車場制度の整備等について本法の改正がなされた平成三年に追加された規定である。

六 第五項は、この法律における車両という用語を定義し、これを道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両としている。本項は、道路管理上必要な車両の通行規制等について本法の改正がなされた昭和四十六年に追加された規定である。

〔法律〕

（道路の種類）

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 高速自動車国道

二 一般国道

三 都道府県道

四 市町村道

本条：追加（昭三三法七九号）、一部改正（昭三九法一六三号）

本条は、道路の種類として、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道の四種類を規定したものである。

一 旧道路法においては、国道、府県道、市道及び町村道の四種類を規定していたが、新法においては、道路網上に占める役割によって四種類に分類されている。

（注）なお、新法においては、高速自動車国道及び一般国道は国の営造物、都道府県道及び市町村道はそれぞれ都道府県及び市町村の営造物としたために、全種類の道路が国の営造物であった旧道路法のように道路の種類相互の間に上級下級関係を認めることはしていない。

二 この道路の種類は、いずれに属するかにより、本法上、路線の指定又は認定の主体及び方法、新設、改築等の管理を行う主体、費用の負担等について取扱いが異なることになる。

なお、「自動車専用道路」は道路の種類でなく、道路の機能上の区分であり、第三章第五節に必要な事項が規定されている。また、いわゆる「有料道路」は、道路法上の道路のうち道路整備特別措置法により料金を徴取するものをいい、道路法における道路の種類とは別個の概念である。

（注）本法の制定当初においては、道路の種類は、一級国道、二級国道、都道府県道及び市町村道の四種類であった。その後、昭和三十三年四月に「高速自動車国道法」の附則による改正により、高速自動車国道が追加された。更に、昭和三十九年七月の「道路法の一部を改正する法律」により、一級国道と二級国道が一本化され一般国道となり、現在に至っている。

〔法律〕

第十四条 削除(昭三十九法一六三号)

従来本条は、旧二級国道の新設又は改築以外の管理について規定していたが、道路法の一部改正(昭和三十九年法律第六十三号)により削除された。

〔法律〕

(都道府県道の管理)

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

本条は、都道府県道の管理に関する規定である。

一 都道府県道は、国の営造物ではなく都道府県の営造物として地方公共団体である都道府県がその管理を行う。

「管理」とは、都道府県道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他すべての道路法上の管理行為をさす。本条は都道府県道が都道府県の営造物であることを明確にした規定といえる。

二 都道府県道の路線には二以上の都道府県の区域にわたる道路もあるが、原則として都道府県道は、その路線の存する都道府県が管理することとしたのである。すなわち、都道府県はその区域内に存する都道府県道(又は都道府県道の部分)を管理するわけである。

管理の特例としては、次のような場合がある。

1 法第十九条の規定により境界地に係る道路について別にその管理の方法を協議して定める場合

2 法第二十条の規定により兼用工作物である道路の管理方法を協議で定める場合

3 法第八十八条第二項の規定により北海道の区域内の道道等について国土交通大臣が道路管理者の権限を行う

場合

4 特別措置法の規定に基づき、高速道路株式会社又は地方道路公社が有料の都道府県道を新設又は改築して、

当該道路について維持、修繕、災害復旧その他の管理の一部を行う場合

5 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三百一十一号)第六十六条の規定に基づき国土交通大臣が指定する区間について国土交通大臣が新設又は改築を行う場合

三 都道府県道の管理に要する費用は当該営造物の主体である都道府県が原則として負担するのが原則である(法第

四十九条・第五十二条関係参照)。

都道府県道の附属物の新設、改築は道路管理者である都道府県が行い、それに要する費用は当該都道府県が負担する（法第八十五条第二項・三項）。

道路の工事等を行う場合における道路管理者と警察署長との協議については、法第十二条関係四(三)参照。

(法律)

(市町村道の管理)

第十六条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

- 2 第八条第三項の規定により市町村長が当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定した場合には、その道路の管理は、当該路線を認定した市町村長の統轄する市町村が行う。但し、当該路線が他の市町村の市町村道の路線と重複する場合においては、その重複する部分の道路の管理の方法については、関係市町村長がそれぞれ議会の議決を経て協議しなければならない。
- 3 第七条第五項及び第六項の規定は、前項但書の規定による協議が成立しない場合について準用する。この場合におい

て、これらの規定中「関係都道府県知事」とあるのは「関係市町村長」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同条第六項中「当該都道府県の議会」とあるのは「当該市町村の議会」と読み替えるものとする。

- 4 前項において準用する第七条第五項及び第六項の規定により都道府県知事が裁定をした場合には、第二項但書の規定の適用については、関係市町村長の協議が成立したものとみなす。
- 5 第二項但書の規定による関係市町村長の協議が成立した場合（前項の規定により関係市町村長の協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、関係市町村長は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

三項…一部改正（平一法一六〇号）

本条は、市町村道の管理に関する規定である。

一 市町村道は、国の営造物ではなく、市町村の営造物として、地方公共団体である市町村がその管理を行う。その管理の内容については、都道府県道の場合と同様である（法第十五条関係参照）。

管理の特例としては、次のような場合がある。

- 1 法第十九条の規定により境界地に係る道路について別にその管理の方法を協議して定める場合
- 2 法第二十条の規定により兼用工作物である道路の管理方法を協議で定める場合
- 3 法第八十八条第二項の規定により北海道の区域内等の市町村道について国土交通大臣が道路管理者の権限を

行う場合

- 4 特別措置法の規定に基づき、高速道路株式会社又は地方道路公社が有料の市町村道を新設又は改築して、当該道路について維持、修繕、災害復旧その他の管理の一部を行う場合
 - 5 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）、山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）、半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）及び過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）の規定に基づき、都道府県が基幹的な市町村道の新設又は改築を行う場合
 - 6 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三百一十一号）第百六条の規定に基づき国土交通大臣が指定する区間について国土交通大臣が新設又は改築を行う場合
- 市町村道の管理に要する費用は、營造物主体である市町村が負担し（法第四十九条）、また市町村道の道路管理者である市町村は、市町村道の道路の附属物を新設、改築して、それに要する費用を負担する（法第八十五条第二項・三項）。

二 市町村道については、市町村が他の市町村の区域内に營造物を設けた場合等に例外的に当該市町村の区域をこえて市町村道の路線を認定することができることになっている（法第八条関係参照）が、この場合の区域外道路についても、この路線を認定した市町村長の統轄する市町村が道路管理者としてこれを管理することとした。

区域外道路が当該道路の存する他の市町村の市町村道としても認定されている道路であるときは、道路の重複関係が生じ、各道路管理者が独立してこれを管理するということは管理関係を複雑にし、また無駄な管理費用が支出されることもなるなど妥当でないので、これらの道路管理者である関係市町村の市町村長がそれぞれ議会の議決を経てその重複する部分の道路の管理方法を協議して定めなければならないこととした。「重複」の意味については、法第十一条関係参照。なお、この場合の重複とは主に縦に重複する場合を考えているのであるが、交差する場合のように横に重複する場合であっても同様に解して差し支えない。

また、この場合の管理に要する費用の負担方法に関する協議については、法は別に規定していないが、本条の管理の方法についての協議の中には、この協議をも含むものと解すべきである。議会の議決を要することとは、

当該道路が市町村の營造物である以上当然である。

本条第二項の協議が成立しない場合には、これらの道路の道路管理者である関係市町村の市町村長は都道府県知事に裁定を申請することができ、都道府県知事がこの裁定をしようとする場合には関係市町村長の意見を聞かなければならず、この場合に関係市町村長がその意見を提出しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならないこととされている。

本条第三項の規定により都道府県がした裁定には形成的効力があり、関係市町村長の協議が成立したものとみなされる（本条第四項）。このような形成的効力を附与したのは、道路の行政事務の円滑化、簡素化を図るためである。

区域外道路を設置した場合の重複路線についての道路の管理方法に関する協議が成立した場合（裁定により協議があったものとみなされる場合を含む。）には、道路の管理上（例えば占用関係など）これを公衆に知らしめる必要があるもので、その協議（又は裁定）の内容を公示しなければならないこととした。

道路の工事等を行う場合における道路管理者と警察署長との協議については、法第十二条関係四(三)参照。

〔法律〕

〔管理の特例〕

第十七条 指定市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により都道府県が行うべきもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道の管理は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、当該指定市が行う。

2 指定市以外の市は、第十二条ただし書、第十三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該市の区域内に存する国道の管理で第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定により当該都道府県が行うべきもの並びに当該市の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

3 前二項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

〔施行令〕

〔管理の特例の場合の読替規定〕

第一条の五 法第十七条第一項又は第二項の場合における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同

一項：一部改正（昭三三法三六号）、一・二項：一部改正（昭三九法一六三号）、一項：一部改正・二項：全部改正（平一一法八七号）

表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | | | |
|---|-----------|-----------------------|--------------|--------------|
| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句 | 法第十七条第一項の場合 | 法第十七条第二項の場合 |
| 第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第五十二条第一項、第九十六条第二項 | 都道府県 | 指定市 | 指定市 | 指定市以外の市 |
| 第十三条第四項 | 第一項 | 第十七条第一項 | 第十七条第二項 | 指定市以外の市 |
| 第十三条第四項、第十三条第四項、第九十六条第二項から第四項まで | 都道府県が | 指定市が | 指定市以外の市が | 指定市以外の市 |
| 第十三条第四項 | 都道府県 | 指定市の | 指定市以外の市 | 指定市以外の市 |
| 第十三条第四項 | 関係都道府県 | 関係する指定市、都道府県 | 関係する指定市、都道府県 | 関係する指定市以外の市、 |

| | | | |
|--|----------|---------|-------------|
| 第十九条第二項、第十九条の二第二項、第二十条第三項、第二十六条第一項、第七十六条 | 都道府県である | 指定市である | 指定市以外の市である |
| 第十九条第三項、第十九条の二第三項、第二十条第四項、第三十一条第三項 | 都道府県の議会に | 指定市の議会に | 指定市以外の市の議会に |
| 第二十五条第一 | 都道府県又 | 指定市又は | 指定市以外の |

| | | |
|-------------------------|---------|----------------------|
| 項、第九十条第一項 | は | 市又は |
| 第二十六条第一項、第七十六条、第九十六条第二項 | 市町村 | 市（指定市を除く）、町村 |
| 第五十条第三項及び第四項、第五十三条第二項 | 他の都道府県 | 都道府県 |
| 第五十条第四項 | 関係都道府県 | 指定市及び関係都道府県 |
| 第五十三条第二項 | 当該都道府県 | 当該指定市 |
| 第九十四条第五項 | 都道府県である | 指定市、都道府県又は指定市以外の市である |

全部改正（平八政令三〇八号）、一部改正（平一一政令三五二号・一二政令三二二号）

本条は、法第十二条から第十五条までにおいて規定された道路の管理の原則に対して、指定市等の区域内における道路の管理の特例を定めた規定である。

一 指定市の区域内に存する国道で、当該指定市が法第十二条ただし書及び第十三条第一項の規定において都道府県が行うべきもの並びに指定市の区域内に存する都道府県道については、当該指定市が、法第十二条ただし書、第十

三条第一項及び第十五条の規定にかかわらず、管理を行う。

指定市の区域内についてこのような特例を設けたのは、従来の旧法以来の慣行を尊重、踏襲したことによるものであるが（旧法第十七条但書）、より積極的に地方自治法において、指定市が、組織法的には市として取り扱われるが行為法的には都道府県として取り扱われている（地方自治法第十二章）ので、本法においても都道府県と同格に取り扱う必要がある、また指定市の財政規模が都道府県のそれに匹敵するものであるから財政的な面からこのような取扱いが適当であること、指定市の区域内においては国道、都道府県道であっても、市道とともに街路を形成しているので都市交通の見地から当該市においてこれを統一的に整備、管理する方が道路の整備促進上適当であること等の必要に基づくものといえる。

特例により指定市が道路を管理する場合であっても、法第十九条（境界地の道路の管理の特例）、第二十条（兼用工作物である場合の協議による管理の特例）の規定等による管理の特例の適用があることは、都道府県が道路を管理する場合と同様である。

指定市が管理する場合の費用の負担については法第四十九条・第五十条関係参照のこと。

二 指定市以外の市であっても、その市の規模が大きく、都市交通の見地にたつて当該市の区域内に存する国道又は都道府県道を市道とともに管理する必要があり、かつ、これらの道路を管理する能力がある場合には、その市において国道又は都道府県道を管理することが道路の整備促進上適当であるので、当該市は本来の道路管理者である都道府県との協議が成立した場合には国道又は都道府県道を管理することができることとした。この場合、指定市以外の市は、都道府県に代わって国道又は都道府県道の道路管理者となる。指定市以外の市は、本規定に基づいて、当該市の区域内に存する国道又は都道府県道のうち、一部の路線のみ又は一部の区間のみに限って管理を行うことも可能であるが、管理行為の一部のみを行うことはできない（道路法第十七条第二項の解釈について）平成十八年一月二十三日国土交通省道路局路政課長から広島県土木建築部長への回答。また、国土交通大臣が法第十二条本文又は第十三条第一項若しくは第三項の規定により国道の新設、改築又は災害復旧に関する工事を行う場合には、当該工事に係る管理については、市はこれを行うことができないことはいうまでもない。

指定市以外の市の長又は指定市以外の市が特例として協議により国道又は都道府県道を管理する場合であっても、指定市の長及び指定市が特例として国道及び都道府県道を管理する場合と同様の管理の特例がある。

また、費用の負担については、法第四十九条・第五十条関係参照。

三 指定市又は指定市以外の市が本条の規定により道路管理者となる場合には、道路法の各条文の規定の適用に当たっては、例えば、「都道府県」とあるのは「指定市」又は「指定市以外の市」と読み替える必要が生ずるが、これは非常に複雑なので、施行令第一条の五においてこの必要な技術的読替方法を規定することとした。

ることを避けて、手続の簡素化を図っている。しかし、路線が重複した場合でも、道路の重複が生ずるのは区域の決定があったときであるから、この場合でも区域の決定は必要であり、またその区域が既存の道路の区域を超える場合には、その超える区域については供用の開始の公示が必要である(路線認定通達一一「路線の重複」については、法第十一条関係参照)。

六 道路の付け替えに際して、これらの手続が問題となることが多いが、道路例えは県道の付け替え工事を行う場合、当該付け替え道路の部分に既に認定されている他の種類の道路例えは村道があるときは、工事を行う前にとりあえずその村道の区域をもって県道の区域とする区域変更を行い、重複関係を生ぜしめて法第十一条の規定により村道に関する法の規定の適用を排除しておく必要がある。

道路の付け替えを行う場合で新しく付け替える道路の部分を当該付け替え工事の完了前に道路の区域とする必要があるときは、新しい道路の部分の供用を開始することができるまでは、付け替えの結果不用となる従来の道路の部分の供用を廃止することはできないので、その間に一時的に当該付け替えの区間については、新しく付け替える道路の部分と不用となる従来の道路の部分とをともに道路の区域としなければならぬ。したがってこの場合の区域の変更は、まず従来の道路の区域に新しく付け替える道路の区域を加える変更を行い、工事の完了後に更にこれを新しく付け替えた道路の区域のみを当該道路の区域とする変更をしなければならないこととなる。この場合の区域変更の公示に当たってはこのような変更の内容が明らかにされる必要がある(路線認定通達七)。

〔法律〕

(境界地の道路の管理)

第十九条 地方公共団体の区域の境界に係る道路については、関係道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。以下本条及び第五十四条中同じ)は、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、関係道路管理者は、当該道路が都道府県の区域の境界に係るとき、又は関係道路管理者のいずれかが都道府県であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事に裁定を申請することができる。

3 第七条第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第六項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係道路管理者」と、「当該都道府県の議

会の議決を経なければならない。」とあるのは「指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府県の議会に諮問し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と読み替えるものとする。

4 第二項及び前項において準用する第七条第六項の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、関係道路管理者の協議が成立したものとみなす。

5 第一項の規定による協議が成立した場合(前項の規定により関係道路管理者の協議が成立したものとみなされる場合を含む)においては、関係道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

一 項…一部改正(昭三三法三六号、三九法、六三三号)、二・三項…一部改正(平二一法八七号) 一〇四項…一部改正(平一一法二六〇号)

本条は、境界地に係る道路の協議による管理に関して定めた規定である。

一 第一項関係

(一) 地方公共団体の区域の境界に係る道路とは、例えば県境にあるトンネル、橋、渡船施設、飛地の交さくした地点にある道路等である。地方公共団体の区域の境界は、地方自治法の規定により明確に定めることとされている

のであるが、これらの地点では、関係道路管理者がそれぞれの部分について別個に管理するよりも、お互いに協議してその管理の方法を定めて統一的に管理する方が道路整備を促進する上から、また実際の管理を行う上においても適当な場合が多いので、このような実際上の必要から、協議による管理という特別の制度を設けたのである。具体的には、例えば一定年限を定めて交替で管理を行うとか、管理行為を分けて行うとか、一方が管理を行って他方がその費用を負担するとかいうように協議して行われるのが普通である。

また、本条の協議により、一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたって道路を管理する場合は、その道路管理者が区域外道路の道路管理者の権限を法第二十七条の規定に基づき代行することとなる。ただし、区域の決定、変更の公示(法第十八条第一項)、道路台帳の調製、保管(法第二十八条第一項)、沿道区域の指定及び公示(法第四十四条)、道路一体建物に関する協定を締結した旨の公示、一般への縦覧及びその旨の公示(法第四十七条の六第二項)、道路保全立体区域の指定及びその公示(法第四十七条の九)、市町村分担金の賦課(法第五十二条第一項)の権限は代行することはできない(施行令第五条)。

(二) 本法の規定が適用されるのは、都道府県、指定市、指定市以外の市が行う国道(指定区間内を除く。)に係る新設又は改築以外の管理、都道府県、指定市、指定市以外の市が行う都道府県道の管理及び市町村の行う市町村道の管理についてである。したがって、国道の新設、改築については適用がない。また国土交通大臣が道路管理者である場合も除かれる。

(三) 都道府県の区域に係る国道の災害復旧に関する工事は、指定区間外のものであっても国土交通大臣が自ら行うことができることとなっている(法第十三条第三項)が、関係道路管理者である都道府県(又は指定市)が本条の規定により協議をした場合には、別にその管理の方法を定めることができる。したがってこの場合、協議により別にその管理の方法を定めたときは、国土交通大臣が当該災害復旧工事を行うことは適当でなくなると解すべきである。これは法第十三条第三項の規定の趣旨から当然であろう(法第十三条関係参照)。

(四) 本条の規定によって本来の道路管理者以外の道路管理者が道路の占用料又は法第五十八条から法第六十三条までの規定に基づく負担金の徴収権限を代行することもあり得るが、この場合徴収された占用料又は負担金はこれ

らを徴収した者(権限代行者)の収入となる。また徴収権限が代行されても占用料の額及び徴収方法、受益者負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法、並びに督促手数料及び延滞金等については、本来の道路管理者の側において定める条例の規定に従うべきである(法第三十九条、第六十一条、第七十三条関係参照)。

(五) 境界地の道路の管理に係る費用の分担に関する協議については法第五十四条関係参照。

二 第二～四項関係

(一) 境界地に係る道路の管理方法に関する協議が成立しない場合は、できるだけ本条の趣旨に従い、実際に則した管理の運用を行わしめるために、裁定申請の道をひらいている。この場合当該道路が都道府県の区域の境界に係るとき、又は関係道路管理者のいずれかが都道府県(指定市、指定市以外の市)であるときは国土交通大臣に、その他のときは都道府県知事に裁定を申請することとされている。

(二) 国土交通大臣又は都道府県知事が裁定の申請に基づいて裁定をしようとする場合には、関係道路管理者の意見を聞かなければならない。また、関係道路管理者がこれに対して意見を提出しようとするときは、都道府県である道路管理者はその統轄する都道府県の議会に諮問し、その他の道路管理者は道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならないとして、地方公共団体の意見を尊重することとされている。

(三) 国土交通大臣又は都道府県知事の裁定は、形成的効力を有し、裁定があれば関係道路管理者の協議が成立したことになる。

三 第五項関係

協議が成立した場合又は裁定があつて協議が成立したものとみなされた場合には、道路の占用の許可申請、出願工事の認可申請等をなす場合の申請等の相手方を一般に周知させる必要があるのでその協議の内容を公示しなければならないこととして、一般公衆の利便を図っている。

〔法律〕

(道路管理者以外の者の行う工事)

第二十四条 道路管理者以外の者は、第十二条、第十三条第三項又は第十九条から第二十二条までの規定による場合の外、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。但し、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。

本条：一部改正(昭三三法三六号・三九法一六三号)

〔施行令〕

(道路管理者以外の者の行う軽易な道路の維持)

第三条 法第二十四条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。

本条は、道路管理者以外の者が、道路に関する工事又は維持を行うことができる旨及びその場合の手續を定めたものである。

一 道路に関する工事又は維持は、道路管理の基本的な行為であり、したがって、その権限は、公物の管理主体である道路管理者に属するのが原則であるが、本条で規定されているように、これに対しては次の特例が認められる。

1 国土交通大臣が行う道路に関する工事(法第十二条・第十三条第三項)

2 協議により他の道路管理者又は他の工作物の管理者が行う道路に関する工事又は維持(法第十九条・第二十条)

3 道路管理者の命令により他の工作物の管理者又は工事原因者が行う道路に関する工事又は維持(法第二十一条・第二十二条)

これらの特例は、いわば道路行政上の一定の要請に基づき、積極的に道路管理者以外の者に対して道路の管理行為を行うことを認めたものであるが、これに対し、他の行政機関、私人などが自らの必要に基づいて道路に関する工事又は維持を行う必要が生じ、しかも、道路管理上支障がなければそれを許すことが適当な場合がある。例えば

沿道居住者が道路の舗装、散水等を行うような場合である。このような場合を予想して設けられたのが本条の制度であり、その趣旨は、旧法第二十四条で「管理者ニ非サル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ道路ニ関スル工事ヲ執行シ又ハ道路ノ維持ヲ為スコトヲ得」と定められていたのと同様であるが、本規定の上では、承認手續を具体化するのと同時に、軽易な維持について承認手續を省略することを明確にした点が旧法と異なる。

二 「道路管理者以外の者」とは、法第十八条第一項に規定する道路管理者以外の者であれば、国の行政機関、地方公共団体、私人等いずれであるかを問わない。これらの者は、本条によるほか、本法又は他の法律に特別の定めがない限り道路に関する工事又は維持を行うことができな

い。他の法律による特例としては、次のものがある。

1 国土交通大臣が行う国道(指定区間を除く。)の修繕(修繕法第二条第一項)

2 有料道路の管理(特別措置法第三条・第四条・第十条・第十二条・第十四条・第十八条)

3 軌道経営者の行う道路に関する工事又は維持(軌道法第六条・第十二条第一項)

なお、都市計画法第五十九条に基づく都市計画事業又は土地区画整理法第三条若しくは第三条の二の規定に基づく土地区画整理事業として道路に関する工事を行う場合には、その権限に関する明文の規定を欠くので、本条の適用を受けるものと解さざるを得ない(更に、本条による工事の施行については道路管理者の権限の代行の制度が認められていないので、都市計画事業等の施行者が道路の占用の許可等の処分を行うことができな

い点に留意すべきである。)

三 「道路に関する工事」とは、道路の新設、改築又は修繕に関する工事をいう(法第二十条一項)。したがって、これらに該当しない工事については、本条は適用されない。例えば、道路の占用に伴う道路の復旧工事(法第三十二条第二項参照)については本条の承認を要しないが、道路の占用に附帯して道路の改築を行う場合には占用の許可又は協議とは別に当該改築について本条の承認を受けることが必要である。道路等を自動車専用道路又は高速自動車国道に連結又は交差させる場合(法第四十八条の五、高速自動車国道法第十一条の二)についても、同様に解される。

〔法律〕

(自動車駐車場の駐車料金及び割増金)

第二十四条の二 道路管理者(指定区間内の国道にあつては、
 国、第三項、第三十九条第一項、第四十四条の二第八項、第
 四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一
 条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項及び第三
 項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十
 三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十
 一条第三項において同じ。)は、道路管理者である地方公共
 団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)で定める
 ところにより、自動車駐車場に自動車駐車させる者から、
 駐車料金を徴収することができる。ただし、道路交通法第三
 十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める自動
 車が駐車する場合においては、この限りでない。

- 2 前項の駐車料金の額は、次の原則によつて定めなければならぬ。
 - 一 自動車を駐車させる特定の者に対し不当な差別的取扱いはするものでないこと。
 - 二 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのないものであること。
- 三 付近の駐車場法(昭和三十一年法律第百六号) 第二条第

二号に規定する路外駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

3 道路管理者は、第一項の駐車料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

本条：追加(令三法六〇号、一項：一部改正(平二法八七号))

〔施行令〕

(指定区間内の国道に設けられる有料の自動車駐車場の名称等の告示)

第三条の二 国土交通大臣は、法第二十四条の二第一項の規定により指定区間内の国道に設けられる自動車駐車場に自動車を駐車させる者から駐車料金を徴収しようとする場合においては、当該自動車駐車場の名称及び位置、駐車料金の額、駐車することができる時間並びに駐車料金の徴収開始の日を告示してしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により告示した事項を変更する場合においては、その旨を告示しなければならない。

本条：追加(令三政令三七号、一・二項：一部改正(平二政令三二二号))

(駐車料金を徴収することができない自動車)

第三条の三 法第二十四条の二第一項ただし書の政令で定める自動車は、道路の改築、修繕、災害復旧に関する工事、道路

の維持その他特別の理由に基づき当該自動車駐車場に駐車することがやむを得ないと認められる自動車で、国土交通大臣

が定めるものとする。

本条：追加(令三政令三七号、一部改正(平二政令三二二号))

一 道路管理者としては、従来より、道路整備特別措置法に基づき、その建設費等を料金収入により償還する有料道路制度の仕組みを活用して有料の自動車駐車場の整備を行ってきたところであるが、この場合、採算性が一定以上確保されることが前提となり、とりわけ都市部においては、用地費の上昇等による採算性の悪化等により、その整備が困難となっていた。

こうした状況に対応し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図る観点からその整備が求められる場合においては、道路管理者が公共事業(交通安全施設等整備事業)として積極的に自動車駐車場の整備を行うこととしたが、この場合、仮に利用者から駐車料金を徴収しないこととすると、道路管理者が設ける自動車駐車場の利用者と同様に、民間駐車場の利用者との間に不公平を生じ、民間駐車場等との競争の公平性を阻害するおそれがあるとともに、不必要な駐車需要の移動を招来し交通流に混乱が生ずるおそれがあると考えられる。また、道路管理者が設ける自動車駐車場の利用者は、道路という公共的な空間を一定スペース排他的に使用するものであることにかんがみ、その利用について駐車料金を徴収しないことは、特に都市部等においては社会通念上、容認され得ないものであると考えられる。このため、本条により、道路管理者に駐車料金の徴収権を付与し、公共事業により整備した自動車駐車場の有料とすることができるとしたものである。この駐車料金は、道路という公共物の特別の使用料金として占用料の性格と、受益者負担的な性格とを併せ有するものと解される。なお、従来より、道路法の道路については、いわゆる「道路無料公開の原則」のもとに、法律上特別の規定がなければその利用について料金を徴収することができないものと解されており、法第二十四条の二は、その例外となるものである。

二 駐車料金の徴収の対象

駐車料金は、自動車駐車場に自動車を駐車させる者から徴収する。ここで、自動車とは、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車をいう。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他「道路の改

〔法律〕

(有料の橋又は渡船施設)

- 第二十五条 都道府県又は市町村である道路管理者は、都道府県道又は市町村道について国土交通大臣の許可を受けて、橋又は渡船施設の新設又は改築に要する費用の全部又は一部を償還するために、一定の期間を限り、当該橋の通行者又は当該渡船施設の利用者から、その通行者又は利用者が受ける利益をこえない範囲内において、条例で定めるところにより、料金を徴収することができる。
- 2 前項に規定する橋又は渡船施設は、左の各号に該当するものでなければならぬ。
 - 一 その通行又は利用の範囲が地域的に限定されたものであること。
 - 二 その通行者又は利用者がその通行又は利用に因り著しく利益を受けるものであること。
 - 三 その新設又は改築に要する費用の全額を地方債以外の財源をもつて支弁することが著しく困難なものであること。
 - 3 第一項の規定による許可を受けようとする道路管理者は、設計図その他必要な図面を添附して左に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 工事方法

- 二 工事予算
 - 三 工事の着手及び完成の予定年月日
 - 四 収支予算の明細
 - 五 料金
 - 六 料金徴収期間
 - 七 元利償還年次計画
- 4 国土交通大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る橋又は渡船施設の新設又は改築が第二項各号に該当し、且つ、申請に係る前項各号に掲げる事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可を与えることができる。
 - 5 道路管理者は、第三項第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとする場合においては国土交通大臣の許可を受け、同項第一号又は第七号に掲げる事項を変更しようとする場合(同項第五号又は第六号に掲げる事項を併せて変更しようとする場合を除く。)においては国土交通大臣に協議しなければならない。
 - 6 道路管理者は、第三項第二号から第四号までに掲げる事項のみを変更しようとする場合においては、国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。
 - 五項：一部改正(平一法八七号)・一・三六項：一部改正(平一一法一六〇号)

本条は、都道府県道又は市町村道について設けられる有料の橋又は渡船施設に関する規定である。

道路は国家・社会における諸活動に不可欠な基盤を提供するものであり、公共財の最も典型的なものとして、その建設管理は国又は地方公共団体の責任に属し、一般財源(税金)を充当して行われるべきものである。この思想から、道路は無料で一般交通の用に供されるのが原則とされる。これが「道路無料公開の原則」であり、現在の諸外国においても共通する思想であるとともに、歴史的にも、道路の建設は他の土木事業と同じく為政者の責任と負担において行われ、建設された道路は無料で一般の利用に供されてきた。このように「道路無料公開の原則」は普遍的な原則であり、本条の反対解釈により実定法的にもこれを根拠づけることができる。

しかしながら、道路に対し充当される一般財源には限界がある。特に橋等の特殊な施設の建設に当たっては、多額の費用を要するため、その必要性に迫られながら容易に実行できない場合がある。そこで、その財源を一般財源以外(借入金)に求め、これにより橋等を建設し、その橋等の利用者から料金を徴収して、これを償還する方法が考えられるものである。これは、前述の「道路無料公開の原則」に明らかに反するものであるが、一般財源によつた場合における建設の遅延等のための社会的な不利益を考慮すれば合理性があるし、利用者が受ける特別の利益に着目すれば公平の理念に適うともいえよう。ただし、この方法はあくまでも「例外」であつて、その濫用を避けるため、適用範囲を限定し、運用の適正化を図る必要がある。本条は、このような趣旨に基づき、有料の橋又は渡船施設の設置を認め、その要件、手続等に関して規定したものである。

旧法以前には、修路架橋運輸ノ便ヲ興ス者ニ入費税金徴収許可方(明治四年太政官布告第六四八号)により「嶮路ヲ開キ橋梁ヲ架スル等諸般運輸ノ便利ヲ興シ候者ハ落成ノ上功費ノ多寡ニ応シ年限ヲ定メ税金取立」が認められ、これに基づき各所に有料の橋や渡船施設が設置された。その後、旧法に至り、道路管理者は監督官庁の認可を受けて、それ以外の者は道路管理者の許可又は承認を受けて、有料の橋又は渡船施設を設置できることとされた(旧法第二十六条・第二十七条・第五十二条)。後者は、前述の大政官布告に基づき設けられたものために暫定的な制度として認められたものである。したがって、逐次、整理する方針がとられ(大正九年一月一七日発土第二号内務省土木局長通牒)、本法では、既存のものについて経過措置が認められたほか、この制度は廃止されるに至

し、ひいては事業の実施そのものを實質的に不適正ならしめるおそれがある基本的な事項であるので、本条では、特に工事に関する検査制度を設け、前条の許可制度の実効性を担保しようとしたわけである。したがって、その制度の趣旨において、国の負担金又は補助金が支出される事業について国土交通大臣が行う検査の制度（施行令第二十五条・第三十条）とは当然に異なるものがある（特別措置法第二十七条関係参照）。

二 検査は「工事の途中において」及び「工事が完了した場合」に行われる。いわゆる中間検査及び完了検査である。中間検査は通常工事が相当程度進捗した段階で行われる。また完了検査は道路管理者からの検査の申請（施行規則第四条第二項）に基づいて行われる。

三 検査は、当該橋又は渡船施設の構造及び施行方法について行われる（施行規則第四条第二項）。いずれも許可事項である工事方法の一部である。

四 検査は、都道府県道については国土交通大臣、市町村道については都道府県知事が行う。

五 検査の結果、適正でない点があれば、その是正の措置がとられる。特に当該橋又は渡船施設の構造が「第三十条第一項又は第二項の規定に基づき政令」すなわち道路構造令に定める技術的基準に適合しないと認められるときは、「工事方法の変更その他必要な措置」をとるべきことを命ぜられる場合がある。この場合の「工事方法」は許可事項のそれではなく、現実に実施されている工事方法を意味することはもちろんである。

なお、この規定は法第七十五条第一項（法令違反等に関する監督）に対する特別規定であると解される。いずれの規定に基づく監督権限も同質のものではあるが、本条に基づく権限は特別の検査制度と一体として行使される点に意義がある。

六 完了検査に合格した後でなければ、当該橋又は渡船施設の供用を開始することができない。この場合の供用の開始は、法第十八条第二項の規定による供用の開始であると解される。したがって、新設の場合ともかく、改築の場合で既に供用されているときは、あらかじめ本条の供用の開始を行う必要はないが、本項の趣旨から、完了検査に合格した後でなければ料金徴収を開始できないと解される（特別措置法第二十八条・第二十九条参照）。

〔法律〕

〔道路管理者の権限の代行〕

第二十七条 国土交通大臣は、第十二条本文の規定により指定区間外の国道の新設若しくは改築を行なう場合又は第十三条第三項の規定により指定区間外の国道の災害復旧に関する工事を行なう場合においては、政令で定めるところにより、道路管理者に代わつてその権限を行なうものとする。

2 第十九条の規定による協議に基づき一の道路管理者がその地方公共団体の区域外にわたつて道路を管理する場合又は第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が道路を管理する場合においては、これらの者は、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代つてその権限を行つものとする。

一項…一部改正（昭三三法三六号）、全部改正（昭三九法一六三号）、一項…一部改正（平二法一六〇号）

〔施行令〕

（道路管理者の権限の代行）

第四条 法第二十七条第一項の規定により国土交通大臣が道路管理者に代わつて行う権限は、次に掲げるものとする。

一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により災害復旧に関する工事の施行について協議すること。

三 法第二十一条又は第二十二条第一項の規定により道路に関する工事を施行させること。

四 法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

五 法第二十四条本文の規定により道路に関する工事を行うことを承認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

六 法第三十二条第一項又は第三項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による許可を与え、及び法第八十七条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

七 法第三十四条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により工事の調整のための条件を付すること。

八 法第三十五条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国と協議し、同意すること。

九 法第三十六条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により提出する工事の計画書を

一 本条は、国土交通大臣、境界地の関係道路管理者及び他の工作物の管理者について、一定の範囲内で本来の道路管理者に代わってその権限を行使することができる旨を規定したものである。元来、道路の管理事務は道路管理者の権限及び義務に属し、他の者がこれに関与しないのが原則であるが、これに対して本法では次のような特例が認められている。

- 1 国土交通大臣が行う場合(法第十二条・第十三条第三項)
 - 2 法定受託により都道府県等が行うこととする場合(法第十三条第二項)
 - 3 協議により他の道路管理者又は他の工作物の管理者が行う場合(法第十九条・第二十条)
 - 4 委任により地方整備局長等が行う場合(第九十七条の二)
 - 5 道路管理者の命令により他の工作物の管理者等が行う場合(法第二十一条・第二十二條)
 - 6 道路管理者の承認を受けて道路管理者以外の者が行う場合(法第二十四条)
- 本条は、これらのうち1及び3の場合に、事務の配分を受けた者が当該事務の執行に必然的に伴う道路管理者の権限を行使する必要があるが、かつ、その者の性格からこれを認めることが適当であるとの考え方にに基づき、国土交通大臣、境界地の関係道路管理者及び他の工作物の管理者に対しその執行する事務を基礎として一定の道路管理者の権限の行使を認めるとともに、その範囲等を政令に委任したものである。なお、本条の制度は、旧法第二十条及び大正十一年勅令第三百八十五号に基づく権限代行の制度に対応するものである。
- 本条は権限の代行に関する基本的な規定であるが、このほか、次の制度が設けられている。
- 1 道等の特例の場合(法第八十八条第二項)
 - 2 指定区間外の国道の直轄修繕の場合(修繕法第二条第二項)
 - 3 高速自動車国道と効用を兼ねる他の工作物の場合(高速自動車国道法第九条)
 - 4 有料道路の場合(特別措置法第八条・第九条・第十七条)

- 5 豪雪地帯対策特別措置法、山村振興法、半島振興法、過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき都道府県が市町村道の新設又は改築を行う場合(豪雪地帯対策特別措置法第十四条、山村振興法第十一条、半島振興法第十条、過疎地域自立促進特別措置法第十四条)
 - 6 沖繩振興特別措置法の規定に基づき、国土交通大臣が指定する区間について、国土交通大臣が新設又は改築を行う場合(同法第六条)
 - 7 都市再生特別措置法の規定に基づき、市町村が国道又は都道府県道の新設又は改築を行う場合(同法第五十八条)
 - 8 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、市町村が国道又は都道府県道の新設又は改築を行う場合(同法第三十二条)
- 二 本条に基づく権限の代行は、いわゆる代理又は委任とは異なる。代行者は法律の規定又は協議に基づき一定の事務を執行することとされたとき、本条の規定により当然に、定められた道路管理者の権限を行使できる地位を取得するわけである。したがって、一種の法定委任と考えてよいであろう。このような権限の代行の性格から次のような法律上の関係が導き出される。
- (一) 代行者が代行する権限は道路管理者は行使できない。したがって、同一の権限を両者が競合して行使する余地はない。
 - (二) 道路管理者は代行者と対等の関係に立ち、代行者に対する指揮監督権を有しない。したがって、両者の間には権限の調整の問題が生ずるにすぎない(施行令第六条参照)。
 - (三) 代行者は代行する権限の範囲内で道路管理者と同一の地位にある。したがって、特に罰則の規定の適用については、代行者をもって道路管理者とみなす旨が明記してある(法第一百七七条)が、その他の本法の適用については、特別の理由がない限り道路管理者と同一の取扱いをすべきである。
- なお、他の法律の適用についても同様に解される(昭和二八年九月一〇日運輸省鉄監第八八七号鉄道監督局長・道路局長通牒)。

四 私人に対しては、本条による権限の代行が認められないと解される（法第二十条ただし書参照）。
 三 新たに権限を代行することとなったときは、代行者は、その代行の範囲内で道路管理者の有する法律関係を包括的に承継するものと解される。例えば、現に許可を受けている占用については、あらかじめ許可の処分をする必要がないし、条件が附されていれば以後の処分もそれに基づき処理されなければならない。この点は権限の代行期間が経過したときも同様に考えてよい。したがって、権限の代行の際には道路管理者との連絡を密にして、管理事務に矛盾あるいは間隙を生じないよう特に留意しなければならない。

四 第一項は、国土交通大臣が指定区間外の国道の工事を行う場合であるが、権限代行の基礎となる事務の執行そのものが道路管理者の意思に係らない点で、第二項と異なる。代行の範囲は、道路の区域の決定等、工事の施行に直接必要なものに限られる（施行令第四条第一項）。代行の期間は、原則として工事開始の日から工事完了の日までであり（施行令第四条第二項）、これらの日は告示される（施行令第二条）。道路の区域の決定、占用の許可等の一定の権限を代行したときは、道路管理者に通知しなければならない（施行令第六条）。国土交通大臣が代行する権限の一部は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている（法第九十七条の二、施行令第三十九条）。

国土交通大臣が指定区間外の国道の新設又は改築を行う場合における次の権限の行使は、本条の規定によらず、各条において直接明記されている点に注意すべきである。

1 道路と鉄道と交差する場合における当該交差の方式等について鉄道事業者の意見を聴いて決定すること（法第三十一条第五項）。

2 道路予定区域の土地の形質変更等について許可を与えること（法第九十一条第一項）。

五 第二項は境界地の関係道路管理者又は他の工作物の管理者が道路の管理を行う場合であるが、いずれも権限代行の基礎となる事務の執行そのものが道路管理者の協議に基づくものであり、その協議内容により権限代行の範囲も変動する。したがって、第三者保護のため協議内容は公示される（法第十九条第五項・第二十条第六項）。なお、道路の区域の公示等、道路管理者の固有の権限は、代行の範囲から除外される（施行令第五条）。代行の期間は、特に明記されていないが、協議内容の公示で示された管理の期間内に限られると解する。一定の権限の代行は、道

路管理者に通知することを要する（施行令第六条第二項）。

境界地の関係道路管理者又は他の工作物の管理者が本来の道路管理者に代わって道路の占用料（法第三十九条）又は法第五十八条から六十二条までの規定に基づく負担金の徴収を行う場合が考えられる（施行令第五条）が、この場合の取扱いは次によるべきである（昭和二十七年二月五日建設省道発第四二〇号道路局長通達）。

1 徴収された占用料又は負担金は、代行者の収入とする。

2 占用料の額及び徴収方法、受益者負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法並びに督促手数料及び延滞金等については、境界地の道路のときは本来の道路管理者、他の工作物のときは道路管理者が定める条例に従うべきである。

六 国土交通大臣が、法第二十七条第一項の規定により、道路一体建物に関する協議をし、協定を締結する権限を代行するに当たっては、あらかじめ、本来の道路管理者の意見を聴かなければならない（施行令第六条第一項）。

これは、道路一体建物に関する協定が、道路の新設又は改築後に当該道路の管理を引き継ぐこととなる本来の道路管理者に対しても当然にその効力を及ぼすものであることを考えると、権限代行者たる国土交通大臣に事前の意見聴取を義務づけることによって本来の道路管理者の意向を反映させる必要があるからである。なお、令第五条の場合、すなわち境界地の関係道路管理者及び他の工作物の管理者が代行する場合は、当該道路を引き続き代行者が管理することが予定されているため、意見の聴取は不要である。

ここで「あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない」とは、単に意見聴取というだけでなく、国土交通大臣と道路管理者の間で意見の調整が図られることを必要とする趣旨である（道路法等の一部を改正する法律等の施行について「平成元年二月二〇日 建設省都計発第一一七号・建設省都再発第一〇三号・建設省道政発第八四号・建設省住街発第一五四号 都市局長・道路局長・住宅局長通達参照」）。

〔法律〕

第三節 道路の占用

〔道路の占用の許可〕

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
 - 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。
- 一 道路の占用（道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下

下同じ。）の目的

- 二 道路の占用の期間
 - 三 道路の占用の場所
 - 四 工作物、物件又は施設の構造
 - 五 工事実施の方法
 - 六 工事の時期
 - 七 道路の復旧方法
- 3 第一項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。
- 4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。
- 5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法

第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

四・五項：追加（昭三五年一〇五号）、四項：一部改正（昭四六法四六号）、一項：一部改正（平二二法二〇六号）

〔施行令〕

（道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等）

第七十条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びびーチ
- 二 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 三 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- 四 防火地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八條第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたつて存する場合において、当該既存建築物を除去して、当

該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物

- 五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物（当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限り。）に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
- 六 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設
- 七 都市計画法第八條第一項第三号の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限り。）及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速

いう公共目的を達成するために受忍義務を課されることとなるが、これは、占用の許可によって与えられた権利の内在的な制約である。したがって、このことよって、たとえ道路占用者が損失を受けても道路管理者に補償義務は発生しない。ただし、道路占用者は、道路管理者が自ら施行することについて不服があれば、審査請求等を行うことができる（法第九十六条）。なお、「必要がある」か否かの認定権は道路管理者にあるが、その認定は客観的に行われる必要がある。

(二) 道路の占用に関する工事は、本来道路占用者が行うべきものであるが、本項に基づき道路管理者が行う工事は、道路という公物の管理作用の一つであり、その限りにおいて道路の管理権が拡大されたものである。したがって本項にいう道路占用者の委託は、民事上の契約ではなく、公権である公物管理権の発動を求めするための一方的な意思表示であり、その実質は、依頼ないし請願であると解される。占用工事は道路管理者が自らの必要に基づいて行うのであるから、道路占用者から委託があった場合でも、それを行うか否かは、道路管理者の自由である。

(三) 占用に関する工事とは、占用物件を設置するための工事のみならず、修繕、改築及び占用期間満了後の原状回復のための工事をも含む。また、この工事には、道路区域内で行われるものに限らず、占用物件を道路区域外に移転する工事も含まれる。

(四) 道路占用者の委託の形式は別に定められていないので、文書によっても、口頭でも差し支えない。

四 第二項関係

道路管理者が、工事を施行する場合は、占用者に対してあらかじめ当該工事をを行う旨及び工事をを行う時期を通知する必要がある。占用者が不利益を受けないよう工事の緊急性、道路工事との関連性等を勘案して相当の期間前に占用者に通知して行わなければならない。なお、通知は、争いを避けるために文書で行うことが望ましい。

五 道路の占有は、占有の許可によってその内容が定められているものであるから、本項の工事を施行することによって、占有の場所、占有物件の構造等その内容に変更を加える必要がある場合には、あらかじめ、道路占用者の申請（委託の場合）により、又は法第七十一条の監督処分によって相当の処分を行う必要がある。

〔法律〕

（占用料の徴収）

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

一・二項…一部改正（昭三三法三六号、二項…一部改正（昭三四法六六号）、一・二項…一部改正（昭三九法一六三号）、一項…一部改正（平一一法八七号）

〔施行令〕

（占用料を徴収しない国の事業）

第十八条 法第三十九条第一項ただし書の政令で定める占用料を徴収することのできない国の事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 一般会計をもつて経理する事業

二 特別会計をもつて経理する事業のうち、企業的性格を有しないもので国土交通省令で定めるもの

本条…一部改正（平二政令三二二号、四政令三八五号）、本条…一部改正（昭一九九条、繰上（平一八政令三五七号）

（指定区間内の国道に係る占用料の額）

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（第七条第九号及び第十号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額並びに道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第十条、第十九条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可を

〔法律〕
（負担金の通知及び納入手続等）
第六十三条 第四十四条の二第七項及び第五十八条から前条ま

での規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金
に関し必要な事項は、政令で定める。
本条：一部改正（平三法六〇号）

本条は、①違法放置物件の除去、保管、売却、公示等に要した費用（法第四十四条の二）、②原因者負担金（法第五十八条）、③附帯工事負担金（法第五十九条）、④他の工作物の管理者の負担金（法第六十条）、⑤受益者負担金（法第六十一条）、⑥占用者の負担金（法第六十二条後段）の納入手続等を定めた規定である。
これらの負担金の徴収については、政令で定めるところにより行われ、関係政令に特別の定めはないので、国が徴収するものについては会計法第六条、予算決算及び会計令第二十九条、また、地方公共団体が徴収するものについては地方自治法第二百三十一条、同法施行令第五百五十四条と、それぞれ収入に関する一般規定が適用され、納入告知書等により徴収されることとなる。

〔法律〕
（収入の帰属）

第六十四条 第二十四条の二第一項の規定に基づく駐車料金及び同条第三項の規定に基づく割増金、第二十五条の規定に基づく料金、第四十八条の七第一項の規定に基づく連結料並びに第四十四条の二第七項、第五十八条から第六十一条まで及び第六十二条後段の規定に基づく負担金は、道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占用料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市の収入とする。
2 第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料は、同項の道路管理者の収入とする。

本条：一部改正（昭三三法三六号・三九法一六三号）、二項：追加（昭四六法四六号）、一項：一部改正（平三法六〇号・一一法八七号・一六法一〇二号）

〔施行令〕
（占用料の収入の帰属）

第十九条の三 法第三十九条の規定に基づく占用料は、指定区間内の国道に係るものにあつては国、指定区間外の国道に係るものにあつては道路管理者である都道府県又は指定市若しくは指定市以外の市、都道府県道又は市町村道に係るものに

あつては道路管理者である都道府県又は市町村の収入とする。

- 2 法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が指定区間内の国道の管理を行っている場合においては、当該管理を行っている指定区間内の国道に係る占用料は、前項の規定にかかわらず、当該都道府県又は指定市の収入とする。
- 3 前項の規定により都道府県又は指定市の収入となるべき指定区間内の国道に係る占用料で法第十三条第二項の規定により都道府県又は指定市が指定区間内の国道の管理を行うこととされる日の前日までに国が徴収すべきものは、前項の規定にかかわらず、国の収入とする。
- 4 第一項の規定により国の収入となるべき指定区間内の国道に係る占用料で法第十三条第二項の規定により国土交通大臣が都道府県又は指定市が行つていた指定区間内の国道の管理を解除する日の前日までに当該都道府県又は指定市が徴収すべきものは、第一項の規定にかかわらず、当該都道府県又は指定市の収入とする。
- 5 第一項の規定により国の収入となるべき指定区間内の国道に係る占用料で当該指定区間の指定の日の前日までに道路管理者である都道府県又は指定市が徴収すべきものは、同項の規定にかかわらず、当該都道府県又は指定市の収入とする。

6 第一項の規定により道路管理者である都道府県又は指定市の収入となるべき国道に係る占用料で、当該国道に係る指定区間の指定の廃止の日の前日までに国が徴収すべきものは、

同項の規定にかかわらず、国の収入とする。

本条：追加（昭三政令一六三号）、一部改正（昭四〇政令五七号、平一一政令三五二号）、四項：一部改正（平一一政令三二二号）、旧一九条の四：繰下（平一八政令三五七号）

本条は、道路管理者が設けた有料の自動車駐車場の駐車料金及び割増金、有料の橋又は渡船施設の料金、各種負担金、占用料の帰属を定めた規定である。

一 法第二十四条の二第一項の駐車料金及び同条第三項の割増金は道路管理者の収入となる。従って、指定区間内の国道に設けられる自動車駐車場に係る駐車料金及び割増金は道路特別会計の歳入となる。これは、国土交通大臣である道路管理者が指定区間内の国道に設置する自動車駐車場は公共事業として道路特定財源等を充てて整備されるものであり、その費用は、道路整備特別会計において支出されるものであることによる。

二 法第二十五条の規定に基づいて、都道府県又は市町村である道路管理者が国土交通大臣の許可を受けて橋の通行者又は渡船施設の利用者から徴収する料金は、その都道府県又は市町村の収入となる。

この場合の料金は、橋や渡船施設の建設費を償還するために徴収するものであるから、これを当該道路管理者の収入とするのは当然である。

三 法第四十八条の七第一項の規定に基づいて、休憩所、給油所等の施設の自動車専用道路との連結について道路管理者が徴収する連結料は、その道路管理者の収入となる。

連結される道路の道路管理者は、連結により、当該道路部分のパトロール、清掃等の管理に係る負担が増加し、追加的な管理費用が発生することが見込まれることから、当該費用を償う負担金としての性格を有する連結料を道路管理者の収入とするものである。

四 ①違法放置物件の占有者負担金（法第四十四条の二第七項）、②原因者負担金（法第五十八条）、③附帯工事負担金（法第五十九条）、④他の工作物の管理者の負担金（法第六十条）、⑤受益者負担金（法第六十一条）、⑥占用者の負担金（法第六十二条後段）は、道路管理者の収入となる。すなわち、指定区間内の国道に係るものは国、指定

区間外の国道に係るものは都道府県（法第十七条の場合には指定市等）、都道府県道に係るものは都道府県（又は指定市等）、市町村道に係るものは市町村（以上法第四十九条参照）の収入となる。

これらの負担金は、違法放置物件の除去等道路に関する工事又は維持などの費用に充てるべきものであるから、その費用の原則的負担者の収入とするのは当然である。

五（一）法第三十九条の規定に基づく占用料は、各種負担金と同様、原則として当該道路に要する費用の負担者である道路管理者の収入である。ただし、指定区間内の国道について占用関係事務の一部を知事等に行わせる場合（法施行令第一条の二）は、当該地方公共団体の収入となる（法施行令第十九条の三第二項）。以前は「指定区間内の国道の管理の一部を委任する告示」（昭和三十三年六月二日建設省告示第千四百四十七号）により占用料関係事務が委任されていたが、昭和四十二年、指定区間内の国道の管理の一元化を図るため同告示は廃止され（昭和四十二年九月二十八日建設省告示第千三百七十三号）、現在は国土交通大臣が占用関係事務を行っており、占用料は国庫の収入となる。

（二）境界地の道路について関係道路管理者が協議して管理方法を定めた場合（法第十九条）又は兼用工作物について道路管理者と他の工作物の管理者が協議して管理方法を定めた場合（法第二十条）には、占用料は、徴収権限を行使する者の収入となる（昭和二十七年二月五日建設省道発四二〇号記二参照）。

六 北海道の区域内の国道及び開発道路については、国が占用料の徴収権限を有している（法第八十八条、施行令第三十一条、第三十四条）こと及び国が特別の負担をしていることから、国の収入とされる（昭和二十八年五月一八日法制局一発第五〇号建設省道路局長あて法制局第一部長回答参照）。

七 第二項関係

この規定は、昭和四十六年の道路法一部改正（法律第四十六号）により、車両の通行制限措置を強化し、特別の場合の通行許可につき、許可申請者の手数料納付を義務づけた（法第四十七条の二第三項）ことに伴い、その収入の帰属を定めたものである。

この手数料は、許可申請すべき道路管理者が二以上のとき、申請者の便宜のため窓口を一本化したことによる道

路管理者間の連絡費等として徴収するものであるから、当該申請を受けた道路管理者の収入となるべきものである。
 八 高速道路会社又は地方道路公社の管理する道路に係る占用料、連結料、手数料、負担金は、機構又は公社の収入となる（特別措置法第四十二条第三項）。

〔法律〕
 （義務履行のために要する費用）
 第六十五条 この法律、この法律に基く命令若しくは条例又は

これらによつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、この法律に特別の規定がある場合を除く外、当該義務者が負担しなければならない。

本条は、義務履行のために要する費用は、原則として義務者が負担すべきものとした規定である。

一 この法律の規定による義務、この法律に基く命令若しくは条例の規定による義務又はこれらの規定に基づく道路管理者の処分によつて命ぜられた義務を履行するために要する費用は、原則として、その義務を課せられた者が負担しなければならない。これらの義務は、道路管理上合理的な根拠に基づいて課されるものであり、かつ、その内容も妥当なものと考えられるので義務者の負担としたものである。

なお、「この法律に基く命令」とは、処分の一環としての命令（原因者負担命令等）ではなく、法律の下位の政令、省令をさすものである（河川法第七十三条参照）。

二 費用と関連のある義務は次のようなものである。

- (一) 法律等の規定により直接負うこととなる義務
 道路占有者の原状回復義務（法第四十条第一項）、沿道区域内にある土地、工作物等の管理者の損害予防義務（法第四十四条第三項）、従前道路を管理していた者の不用物件管理義務（法第九十二条第一項）等。
- (二) 法律等の規定に基づく処分による義務
 工事施行命令を受けた工事原因者の義務（法第二十二條第一項）、車両の通行に関して必要な措置命令を受けた者の義務（法第四十七条の三）、許可取消、措置命令等の監督処分を受けた者の義務（法第七十一条第一項、第二項）等。

三 この法律の特別の規定としては、法第六十条がある。すなわち、兼用工作物につき、他の工作物の管理者に施行させた道路に関する工事に要する費用は、原則として、道路管理者が負担する。

道路整備特別措置法

(昭和三十一年三月十四日法律第七号)

最終改正:平成二六年六月一三日法律第六九号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十六年六月四日法律第五十三号 (一部未施行)

平成二十六年六月十三日法律第六十九号 (未施行)

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 会社による高速道路の整備等(第三条—第九条)

第三章 地方道路公社及び有料道路管理者による道路の整備等(第十条—第二十条)

第四章 雑則(第二十一条—第五十六条)

第五章 罰則(第五十七条—第五十九条)

附則

第三章 地方道路公社及び有料道路管理者による道路の整備等

(地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築)

第十条 地方道路公社は、一般国道(その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。)、都道府県道又は市町村道(これらの道路のうち、第十二条第一項に規定する道路網を構成している道路を除き、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものに限る。)について、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項から第三項まで若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項 ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議(同法第十六条第四項 又は第十九条第四項 の規定により成立したものとみなされる協議を含む。)による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 路線名及び工事の区間

二 工事方法及び工事予算

三 工事の着手及び完成の予定年月日

四 収支予算の明細

五 料金

六 料金の徴収期間

3 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、

第一項の許可をすることができる。

- 一 申請に係る道路が、第一項に規定する要件に適合するものであること。
- 二 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。
- 4 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 5 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければならない。
- 6 国土交通大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)に通知しなければならない。
- 7 国土交通大臣は、市町村道(指定市の市道を除く。)について第一項の許可をしたときは、当該許可に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の路線の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。第四項の規定により道路の路線名及び工事の区間又は工事方法の変更を許可したときも、同様とする。

(地方道路公社による道路管理者の権限の代行)

第十七条 地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わって、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

- 一 道路法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。
- 二 道路法第十九条の二第一項 又は第二十条第一項の規定により管理の方法について協議すること。
- 三 道路法第二十一条の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をさせること。
- 四 道路法第二十二条第一項の規定により道路に関する工事又は道路の維持を施行させること。
- 五 道路法第二十二条の二の規定により維持修繕協定を締結すること。
- 六 道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。
- 七 道路法第二十四条 本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。
- 八 道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。
- 九 道路法第三十二条第一項 又は第三項(同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により許可し、及び同法第三十二条第五項(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議し、並びに同法第三十四条 及び第八十七条第一項(同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により当該許可に必要な条件を付すること。
- 十 道路法第三十五条(同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により協議

- すること。
- 十一 道路法第三十八条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占有に関する工事を自ら施行すること。
- 十二 道路法第四十条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。
- 十三 道路法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。
- 十四 道路法第四十四条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 十五 道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を保管し、同法第四十四条の二第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄すること。
- 十六 道路法第四十五条第一項、第四十七条の五及び第四十八条の十一第二項の規定により道路標識又は区画線を設けること。
- 十七 道路法第四十六条第一項及び第三項並びに第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。
- 十八 道路法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同項後段の規定により協議し、並びに同条第五項の規定により許可証を交付すること。
- 十九 道路法第四十七条の三第二項の規定により協議し、同条第四項又は第五項の規定により許可基準等を提供し、及び同条第九項の規定により情報の提供を求めること。
- 二十 道路法第四十七条の四及び第四十八条の十二の規定により必要な措置をすることを命ずること。
- 二十一 道路法第四十七条の八第一項の規定により協議し、締結し、及び道路一体建物を管理すること。
- 二十二 道路法第四十八条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同法第四十八条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をすることを命ずること。
- 二十三 道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号から第四号までに掲げる施設について自動車専用道路との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。
- 二十四 道路法第四十八条の九の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第四十八条の十の規

定により当該承認に必要な条件を付すること。

二十五 道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

二十六 道路法第七十一条第一項又は第二項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命じ、及び同法第七十一条第三項前段（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、同法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものを除く。

二十七 道路法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

二十八 道路法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

二十九 道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、同法第四十八条の二第一項又は第二項の規定に係るものを除く。

三十 高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。

2 地方道路公社は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わってその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第九号、第十号、第十九号、第二十三号又は第二十七号に掲げるもの（同項第十九号に掲げる権限にあつては、道路法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。）であるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、前項第九号又は第十号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

3 第一項の規定により地方道路公社が当該道路の道路管理者に代わって行う権限は、第二十二條第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。

（料金徴収の対象等）

第二十四条 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあつては当該道路を通行する道路法第二条第三項に規定する自動車（以下「自動車」という。）から、その他の道路にあつては当該道路を通行し、又は利用する車両から徴収する。ただし、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 前項本文に規定するその他の道路にあつては、同項本文の規定にかかわらず、トンネル及び橋並

びに渡船施設、道路用エレベーターその他政令で定める施設を通行し、又は利用する人からも料金を徴収することができる。

- 3 会社等又は有料道路管理者は、この法律の規定により料金を徴収することができる道路について、料金の徴収を確実にを行うため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができる。この場合において、第一項本文の規定により料金を徴収される自動車その他の車両は、当該通行方法に従って、道路を通行しなければならない。
- 4 会社等又は有料道路管理者は、前項の認可を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、当該認可を受けた通行方法を、会社等にあつては公告し、有料道路管理者にあつては公示するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(料金の額及び徴収期間の公告又は公示)

第二十五条 会社等は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、その額及び徴収期間を国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 有料道路管理者は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、その額及び徴収期間を有料道路管理者である都道府県又は市町村の長の定める方法で公示しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

(収入の帰属)

第四十二条 第三条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第十五条第一項の規定に基づく料金並びに第二十六条の規定に基づく割増金は、それぞれ当該料金又は割増金を徴収した会社等の収入とする。

- 2 第十八条第一項又は第十九条第一項の規定に基づく料金は、有料道路管理者の収入とする。
- 3 第一項に規定するもののほか、第三十三条の規定により読み替えて適用する道路法第三十九条の規定に基づく占用料、第三十四条の規定により読み替えて適用する同法第四十八条の七第一項若しくは高速自動車国道法第十一条の四第一項の規定に基づく連結料、第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料、第八条第一項第十九号若しくは第十七条第一項第十五号の規定により同法第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構等が代わって行った場合における同条第七項の規定に基づく負担金、第四十条の規定により読み替えて適用する同法第六十一条第一項の規定に基づく負担金又は第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書若しくは第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該占用料若しくは連結料を徴収し、当該手数料の納付を受け、又は当該負担金を負担させた機構等の収入とする。

- 4 第一項に規定するもののほか、第九条第一項第十号の規定により道路法第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を会社が代わって行った場合における同条第七項の規定に基づく負担金並びに第四十条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書及び第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該負担金の負担を求めた会社の収入とする。

(義務履行のために要する費用)

第四十三条 この法律又はこの法律に基づく命令によって機構等がする処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

(他人の土地の立入り、一時使用等)

第四十四条 会社は、高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

- 2 会社は、前項の規定により他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、十五日以内の期間一時使用をするときは、この限りでない。
- 3 道路法第六十六条第二項から第七項まで、第六十七条及び第六十九条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同法第六十六条第二項中「前項」とあり、同条第五項及び第六項中「第一項」とあり、並びに同法第六十七条中「前条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項」と、同法第六十九条中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同条第一項中「第六十六条又は前条の規定による処分により」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項の規定による立入り又は一時使用により」と読み替えるものとする。

○道路占用許可基準（神奈川県）

平成元年 3月16日
道管第283号
土木部長から
各土木事務所長あて通知

| | | | |
|--------|---------------------|-------------|-------------------|
| 旧基準の制定 | 昭和57年10月 1日 道管第249号 | | |
| 現基準の改正 | 平成 2年 3月31日 | 平成 2年 4月26日 | 平成 2年 6月18日 |
| | 平成 3年 1月 1日 | 平成 4年 1月 1日 | 平成 4年 1月17日 |
| | 平成 6年 4月 1日 | 平成 7年 4月 1日 | 平成 9年 4月 1日 |
| | 平成11年 6月 1日 | 平成14年 4月 1日 | 平成17年 4月 1日 |
| | 平成19年 4月 1日 | 平成22年 9月 1日 | 平成25年 3月27日（最終改正） |

目 次

| 該当号 | 分類 | 名 称 | 許可類型 | 頁 | |
|----------------------|--|-------------------------------------|---|------|----|
| 総 則 | | | | 1 | |
| 法第1号 | 柱 | 電（話）柱 | 公益上認 | 5 | |
| | | 光アクセス装置バッテリー内蔵型電柱 | 公益上認 | 6 | |
| | | ガスパイプ防災ブロック用施設用無線柱 | 公益上認 | 8 | |
| | | 街（路）灯、防犯灯 | 要件で可 | 9 | |
| | | カーブミラー | 要件で可 | 11 | |
| | | 委任信号機柱 | 公益上認 | 13 | |
| | | 防災行政無線柱 | 公益上認 | 14 | |
| | | 線 | 電線 | 公益上認 | 15 |
| | 電話線 | | 公益上認 | 16 | |
| | 有線音楽放送線 | | 要件で可 | 17 | |
| | 登録一般放送事業者等の用に供する有線電気通信設備 | | 公益上認 | 29 | |
| | 共同アンテナ用ケーブル | | 要件で可 | 32 | |
| | イルミネーション | | 要件で可 | 33 | |
| | その他の線類 | | 公益上認 | 34 | |
| | 塔 | | 変圧塔、送電塔 | 公益上認 | 35 |
| | | 広報塔、交通安全塔、歓迎塔、時計塔 | 抑制 | 36 | |
| | | 共同アンテナ塔、TVマイクロウェーブ塔 | 要件で可 | 37 | |
| | 郵便差出箱 | | 郵便差出箱、信書便差出箱 | 公益上認 | 38 |
| | 公衆電話所 | | 公衆電話所（公衆電話ボックス） | 公益上認 | 39 |
| | 建物 | | 地上変圧器（路上用低圧引込箱、多回路開閉器、低圧分岐装置等、電線地中化に際して必要となる路上設置用機材で、地上変圧器に類するものを含む。） | 公益上認 | 40 |
| | | | 地上光アクセス装置 | 公益上認 | 42 |
| | | | 流量計ボックス | 公益上認 | 50 |
| | | | ガスパイプ防災ブロック施設用計器盤 | 公益上認 | 51 |

| 該当号 | 分類 | 名称 | 許可類型 | 頁 |
|--------------------------------------|--------|---|-------|-----------------------|
| 法第1号 (続き) | 建物(続き) | 交番(派出所等)、公衆便所、バス待合所、消防水防小屋、防災備蓄倉庫 | 原則不可 | 52 |
| | | あずまや(固定テーブルを含む。)、パーゴラ | 抑制 | 53 |
| | | バス停留所上屋、タクシー乗場上屋、ベンチ上屋 | 公益上認 | 54 |
| | | 消火ホース格納箱 | 抑制 | 61 |
| | 簡易設置物 | ベンチ、スツール | 要件で可 | 62 |
| | | 公衆用ゴミ容器、灰皿 | 抑制 | 63 |
| | | フラワーポット | 抑制 | 65 |
| | 碑 | 彫像、彫刻、記念碑、時計台 | 抑制 | 66 |
| | その他 | 花壇 | 抑制 | 67 |
| | | 家屋等 | 要件で可 | 68 |
| | | 道の駅関連施設 | 要件で可 | 69 |
| | | 基準点 | 公益上認 | 70 |
| | | 公衆電話ボックス内テレホンカード自動販売機 | 公益上認 | 71 |
| | | PHS無線基地局、テールエンド無線基地局、無線LAN基地局、その他これに類する小型の無線基地局 | 公益上認 | 79 |
| | | 柱上光アクセス装置 | 公益上認 | 94 |
| | | 防犯カメラ | 要件で可 | 96 |
| | | 自動車ナンバー自動読み取り装置 | 公益上認 | 97 |
| | | 地下駐車場に設置する売店等 | 要件で可 | 98 |
| | | 法第2号 | 地下埋設管 | 地下埋設管 |
| 排水管(合併処理浄化槽の道路側溝接続管) | 公益上認 | | | 112 |
| 光アクセス装置バッテリー設置台 | 公益上認 | | | 114 |
| 法第3号 | 鉄道・軌道 | 鉄道・軌道 | 公益上認 | 117 |
| 法第4号 | 歩廊 | アーケード | 抑制 | 135 |
| | その他 | 日よけ(雨よけ) | 要件で可 | 143 |
| 法第5号 | 地下街 | 地下街 | 原則不可 | 145 |
| | 地下室 | 地下室 | 原則不可 | 157 |
| | 通路 | 一般通路 | 要件で可 | 158 |
| | | 通路橋 | 要件で可 | 161 |
| | | 上空通路 | 原則不可 | 163 |
| | | 地下通路 | 原則不可 | 171 |
| | 浄化槽 | 浄化槽 | 抑制 | 172 |
| | その他 | 地下駐車場 | 要件で可 | 173 |
| 法第6号 | 露店 | 露店 | 要件で可 | 175 |
| | 商品置場 | 商品置場 | 不可 | 176 |
| | その他 | 松かざり、七夕かざり | 要件で可 | 177 |
| | | 祭りかざり | 抑制 | 178 |
| | | 宝くじ売り場 | 不可 | 179 |
| 令第1号 | 看板 | 立看板 | 抑制 | 181 |
| | | 突出し看板、野立て看板 | 要件で可 | 183 |

| 該当号 | 分類 | 名称 | 許可類型 | 頁 |
|--------------|-----------------------------|---|------|-----|
| 令第1号 (続き) | 看板(続き) | 電(話)柱又は消火栓標識の巻付看板、添加看板 | 要件で可 | 185 |
| | | 公共掲示板、町内案内図板、地域案内図板 | 要件で可 | 186 |
| | | 緊急自動車出動看板 | 要件で可 | 188 |
| | | バス停留所上屋の添加広告看板 | 要件で可 | 189 |
| | 標識 | 広域避難場所誘導案内標識・海拔表示標識・ | 要件で可 | 200 |
| | | スクールゾーン標識 | 要件で可 | 201 |
| | | 消防水利標識 | 要件で可 | 202 |
| | | バス停留所標識 | 要件で可 | 204 |
| | | タクシー乗場標識 | 要件で可 | 208 |
| | | 駐車場案内標識 | 要件で可 | 209 |
| | | 震災避難誘導標識 | 要件で可 | 212 |
| | | 公共施設案内標識 | 要件で可 | 214 |
| | | 駐車場案内システム電光掲示板 | 公益上認 | 218 |
| | | 自転車放置禁止標識及び違法駐車等防止重点地域標識 | 公益上認 | 219 |
| | | 道路愛称標識 | 要件で可 | 220 |
| | 旗ざお | 旗ざお | 不可 | 222 |
| | パーキング・メーター | パーキング・メーター | 要件で可 | 223 |
| | 幕 | 幕 | 抑制 | 232 |
| | | バナーフラッグ(旗・垂れ幕) | 要件で可 | 236 |
| | アーチ | アーチ(鳥居を除く。) | 原則不可 | 237 |
| その他 | 選挙運動用のポスター等 | 要件で可 | 238 | |
| 令第4号 | 工事用施設 | 工事用板囲、足場、落下防護用施設 | 抑制 | 241 |
| | | 詰所 | 抑制 | 245 |
| 令第5号 | 工事用材料 | 工事用材料置場 | 抑制 | 247 |
| 令第6号 | 特定仮設店舗等 (仮設建築物) | 仮設建築物 | 原則不可 | 249 |
| 令第7号 | 特定仮設店舗等 (一時収容施設) | 一時収容施設 | 原則不可 | 253 |
| 令第8号 | 利便増進施設 | 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける食事施設、購買施設等 | 原則不可 | 255 |
| | | 特定連結路附属地に設ける食事施設、購買施設等 | 原則不可 | 256 |
| 令第9号 | トンネル上の施設 | トンネルの上に設ける施設 | 抑制 | 257 |
| | 高架道路路面下施設 | 高架道路の路面下における施設 | 抑制 | 258 |
| 令第10号 | 道路の上空に設ける施設 | 道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場 | 抑制 | 279 |
| 令第11号 | 応急仮設建築物 | 応急仮設建築物 | 要件で可 | 281 |
| 令第12号 | 自転車等駐車器具 | 自転車等駐車器具 | 抑制 | 285 |

| 該当号 | 分類 | 名称 | 許可類型 | 頁 |
|-----------------------|---------------------------|---|------|-----|
| 令第13号 | 自動車専用道路に設ける休憩所、給油所、自動車修理所 | 自動車専用道路に設ける休憩所、給油所、自動車修理所 | 不可 | 297 |